

令和6年度廿日市市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）について

1 要旨

高齢者、障がい者をはじめ誰もが利用しやすい地域公共交通を進める上で、地域公共交通バリア解消促進等事業（バリアフリー化設備等整備事業）を活用し、バリアフリー化に取り組む事業者等を支援するため、廿日市市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）を策定する。

2 バリアフリー化に取り組む事業者等

事業者	事業内容
合同会社ことぶき	リフト付タクシー車両の整備（1台）
介護タクシーななお	スロープ付タクシー車両の整備（1台）
介護タクシーマウント	スロープ付タクシー車両の整備（1台）

3 計画の内容

別紙のとおり

令和6年度廿日市市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和6年 月 日
 (名称) 廿日市市公共交通協議会
 (代表者名) 会長 加藤 正行

1. 生活交通改善事業計画の名称												
令和6年度廿日市市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）												
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性												
<p>「市民に必要とされ、誰もが利用しやすい地域公共交通」を進めるため、多様な主体との協働により、新たな価値を創造しながら、住民、通勤・通学利用者などの身近な移動手段となる地域公共交通ネットワークを構築し、市民の暮らしを支えていくことを目指している。</p> <p>こうした中、高齢化等の進展は著しく、よりきめ細やかな移動手段を確保し、地域団体や交通事業者と一緒に、地域・地区の特性に応じた地域公共交通の確保に取り組むことが必要である。</p> <p>そのため、この事業の実施により市内の福祉タクシー車両の整備を図り、高齢者や障がい者の移動の円滑化、また、誰もが利用しやすい地域公共交通の確保を目指すものである。</p>												
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果												
(1) 事業の目標												
<p>高齢者や障がい者の移動の円滑化に向け、福祉タクシー車両の整備が進むことで、「公共交通で安全、快適、円滑に目的地まで移動できると思う市民の割合」を増加させることを目標とする。</p> <p>現状 67.9%（令和5年度まちづくり市民アンケート結果） 目標 75.0%以上（令和8年度）</p>												
(2) 事業の効果												
福祉タクシー車両の整備が進むことで高齢者や障がい者の移動の円滑化が図られ、誰もが利用しやすい地域公共交通の確保が図られる。												
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者												
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）												
<p>（内容）※具体的に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフト付タクシー車両の導入（1台）：合同会社ことぶき ・スロープ付タクシー車両の導入（1台）：介護タクシーななお ・スロープ付タクシー車両の導入（1台）：介護タクシーマウント 												
（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について）												
※3区分すべてについて記載すること												
<table border="0"> <tr> <td>合同会社ことぶき：身体・知的</td> <td>各1割引</td> <td>精神</td> <td>設定なし</td> </tr> <tr> <td>介護タクシーななお：身体・知的</td> <td>各1割引</td> <td>精神</td> <td>設定なし</td> </tr> <tr> <td>介護タクシーマウント：身体・知的</td> <td>各1割引</td> <td>精神</td> <td>設定なし</td> </tr> </table>	合同会社ことぶき：身体・知的	各1割引	精神	設定なし	介護タクシーななお：身体・知的	各1割引	精神	設定なし	介護タクシーマウント：身体・知的	各1割引	精神	設定なし
合同会社ことぶき：身体・知的	各1割引	精神	設定なし									
介護タクシーななお：身体・知的	各1割引	精神	設定なし									
介護タクシーマウント：身体・知的	各1割引	精神	設定なし									

(実施事業者(補助対象事業者)における特定地域での減休車の状況について ※特定地域外の事業者及び福祉限定事業者は記載不要
・該当なし

(2) 関連事項(以下、く)内の事業に該当する場合に記載)

〈バス車両の導入に係る事業〉 該当なし

〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉
(※全国的にみて地域の独自性があると考えられる事業内容を記載。ただし、以下の事業に該当する場合は必ず記載)
・該当なし

〈バスターミナルに係る事業〉 該当なし

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和6年度(当該年度)

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシー 車両の導入	10,710千円	2,000千円	千円	千円	8,710千円
	100.0%	18.7%	%	%	81.3%
	千円	千円	千円	千円	千円
	%	%	%	%	%
合 計	10,710千円	2,000千円	千円	千円	8,710千円
	100.0%	18.7%	%	%	81.3%

※総事業費については見込み額を記載。
※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印(←→)、または横棒線(——)で記載。
●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
福祉タクシー車両の導入	<p style="text-align: center;">3台</p> <p>着手：交付決定日</p> <p style="text-align: center;">2月28日完了</p>											

7. 協議会の開催状況と主な議論	
・令和6年6月25日 廿日市市公共交通協議会で事業計画について審議。	

8. 利用者等の意見の反映	
※意見を募集した方法、主な意見の内容、意見への対応について記載。 ・特になし	

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	広島県地域政策局公共交通政策課、広島県土木建築局港湾振興課
関係市区町村	広島市道路交通局公共交通政策部 路線バス・生活交通担当課、大竹市市民生活部
交通事業者・交通施設管理者等	広島県タクシー協会 廿日市市建設部維持管理課 廿日市警察署、広島電鉄株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、私鉄中国地方労働組合、市自主運行バス運行事業者等
地方運輸局	広島運輸支局
その他協議会が必要と認める者	広島工業大学教授、廿日市市社会福祉協議会、地域コミュニティ代表等

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

(所 属) 廿日市市建設部交通政策課

(氏 名) 平野 雄大

(電 話) 0829-30-9178

(e-mail) kotsuseisaku@city.hatsukaichi.lg.jp